第3章 第2次計画を推進するための重点的取組み

◎子どもの読書環境の整備・充実と言語力の育成

市立図書館においては、様々なニーズに対応し、子どもが読書を楽しむことができる環境づくりに努めます。

子どもの読書環境の整備・充実のため、市民との協働により学校図書館の活性化を 図ります。学校図書館を計画的に活用して読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の定 着に取り組むことで学力の基礎となる読解力や記述力を培い、言語力の向上を目指し ます。また「読書離れ」が進むヤング層に向けた図書館利用の促進に努めます。

取組み名	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
	実績	(2013)	(2017)
市立図書館における 児童書の貸出冊数 (継続・拡充)	2, 703, 476 冊	2, 800, 00	00 冊

取組み名	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
ガスが立ったイコ	実績	(2013)	(2017)
市立図書館における 13~19 歳の年度利用者数 (継続・拡充)	18, 962 人	22,000	\

取組み名	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
	実績	(2013)	(2017)
学校図書館(小学校)の週当たり 開館回数の増加 (継続・拡充)	4. 2 回	5 回以	Ŀ

取組み名	24 年度	25 年度	29 年度
	(2012)	(2013)	(2017)
「読書が好き」な児童・生徒の割合 (「全国学力・学習状況調査」より)	小学校 全国平均 72.6% 大阪市 66.6% 中学校 全国平均 69.7% 大阪市 56.8%	全国平均	句に

取組み名	24 年度	25 年度	29 年度
	(2012)	(2013)	(2017)
昼休みや放課後、学校が休みの日に、 学校図書館・図書室や地域の図書館を 利用しない児童・生徒の割合 (「全国学力・学習状況調査」より)	小学校 全国平均 31.4% 大阪市 48.1% 中学校 全国平均 57.9% 大阪市 72.8%	全国平均	句に

◎学校、家庭、地域、図書館の連携・協力

情報提供が不十分であった子育て支援施設等に対して、図書館事業や絵本についての情報提供を拡充し、乳幼児とその保護者に向けた読書支援活動が更に充実するよう努めます。

各学校と市立図書館との連携を拡充します。市立図書館蔵書の調べ学習や一斉読書等への活用をさらに進めるとともに、特別支援学校においては市立図書館が所蔵するさわる絵本、布の絵本やデジタル資料等を活用し、障がいのある子どもたちが読書に親しむことができるよう取組みを進めます。

また、中学校・高等学校において市立図書館サービスの活用が図られるよう、「図書館活用の手引き」に、市立図書館ホームページ上の「ティーンズのページ」や電子書籍等、新しいサービスを紹介するなどの改訂を行っていきます。

Fr 40 7, 57	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
取組み名	実績	(2013)	(2017)
子育て支援施設での読み聞かせ	97 か所	105 カシ	所
(継続・拡充)			

取組み名	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
	実績	(2013)	(2017)
市立図書館から小・中学校への 団体貸出 (継続・拡充)	52, 424 冊	53,000 #	60,000 冊 以上

Fr. 60 7 . 67	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
取組み名	実績	(2013)	(2017)
「ティーンズのページ」アクセス数の増加	6,346件	10,000件	以上
(継続・拡充)			

◎人と本、人と人をつなぐ場の拡大

より多くの方々に子どもと本をつなぐ活動に参加していただくきっかけづくりとして、市立図書館でボランティア講座の開催を継続して実施し、読書支援ボランティアの増加に努めます。

地域の様々な場で活躍する、子どもの読書活動推進にかかわるボランティア間の情報交換や連携・協力が進むよう、ボランティアグループのネットワークづくりに取り組みます。

H₁ v□ 7, ₺	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
取組み名	実績	(2013)	(2017)
読書支援ボランティア数	2,433 人	2,500 人.	以上
(継続・拡充)			

◎地域・市民を軸とした読書活動の輪の形成

引き続き各区、大阪市全体の「子どもの読書活動推進連絡会」を開催し、様々な立場で子どもの読書活動推進にかかわる施設・人をつなぎ、連携・協力が拡充するよう努めます。市立図書館は、地域の子どもの読書活動の相談・支援センターとして、各区の実情を踏まえ、これまで培ってきた子どもの読書支援活動にかかわるネットワークを一層広げ、子どもの読書活動推進に向けて取り組みます。

Fr. VI. 7. 67	23 年度(2011)	25 年度	29 年度
取組み名	実績	(2013)	(2017)
「子どもの読書活動推進連絡会」の開催	大阪市、	各区年1回以上開	月催
(継続)			

用語解説

(注 1)「生きる力」・・・P1

「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、 主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決す る資質や能力」、「自らを律しつつ、他人ととも に協調し、他人を思いやる心や感動する心など 豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康 や体力」が、「生きる力」であり、変化の激し い社会にあって、これらをバランスよくはぐく んでいくことが重要であるとされている。

(注2) 知識基盤社会・・・P1

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のことであり、21世紀は「知識基盤社会」の時代であるとされている。

(注3) 子ども読書の日・・・P 1

「子どもの読書活動推進に関する法律」のなかで、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものである。

(注 4) 全国学力・学習状況調査・・・P 1

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の 観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況 を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証 し、その改善を図ることを目的として、文部科 学省が平成19(2007)年度から実施している。 対象は小学校6年生と中学校3年生。調査内容 は教科に関する調査(国語・算数・数学および 平成24(2012)年度は理科を追加)と、生活 習慣や学校環境に関する質問紙調査とからな る。

(注5) 文字・活字文化振興法・・・P2

文字・活字文化の恵沢をすべての国民が生涯にわたり平等に享受できる環境を整備すること、国語が日本文化の基盤であることに配慮すること、学校教育で言語力を高めていくことを基本理念とし、国や地方公共団体は文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することを規定している。

(注6)地域子育て支援拠点事業・・・P4

子育での知識やノウハウを蓄積している保育所の機能や施設を活用して、育児に関する相談や情報提供、遊び場の提供などを通じて、育児指導を行ったり、保護者の交流を促進したりしている。また、公共施設の空きスペースなど、より身近な施設において、常設の場を設け、子育て親子の交流の機会の提供や地域の子育て情報の提供などを行っている。

(注7) ブックスタート事業・・・P4

赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合えるよう、0歳児健診などで絵本を手渡すとともに、絵本についての話や読み聞かせ等を行う事業。ブックスタートは、平成4(1992)年に英国で始まり、日本には「子ども読書年」の平成12(2000)年に「『子ども読書年』推進会議」によって紹介された。平成13(2001)年4月に一部の市町村が実施をはじめ、現在、全国の多くの自治体が実施している。

(注8) えほんひろば・・・P5

会場に様々な絵本を表紙が見えるように展示し、来場者が自由に絵本を楽しむ催し。

(注9) 幼児期読書環境整備事業・・・P5

大阪市では、乳幼児期より豊かな読書体験を はぐくむことを目的とし、幼稚園・保育所・子 育て支援施設に、市立図書館から絵本セットの配本と読書支援ボランティアによる読み聞かせ等を実施する「幼児期読書環境整備事業」を実施している。平成12(2000)年度に4区の公立幼稚園・保育所を対象施設として開始した。実施区を段階的に増やして平成17(2005)年度に全区で実施、平成20(2008)年度からは私立幼稚園・保育所や子育て支援センターなども配本対象施設として拡充を図っている。

(注10) 幼稚園教育要領・・・P8

文部科学省の告示で、学校教育法第 22 条に 規定する目標を達成するため、幼稚園教育の基 本や目標、教育課程の編成などを定めたもの。 平成 20 (2008) 年 3 月に全面改定がなされて いる。

(注 11) 保育所保育指針・・・P8

厚生労働省が保育所の役割、社会的責任、保育の原理などを示し、保育所保育の向上、充実を図るための基本指針を示したもの。平成20(2008)年4月に改正され、それまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となった。

(注 12) 学習指導要領・・・P 10

文部科学省の告示で、小・中・高・特別支援 校の教育課程の基準となるもの。

(注 13) マルチメディアデイジー図書

· · · P 10

「DAISY (デイジー)」は、Digital Accessible Information System の略称で、録音資料製作の国際標準として開発された録音形式。デジタル形式のため、様々な媒体に使用でき、耐久性・収納性・検索性にすぐれるが、再生用ソフトウェアが必要。ひとつのメディアにデイジー形式の音声データとテキストデータ、画像データを同期させたものをマルチメディアデイ

ジー図書という。音声出力のスピードや文字テキストの大きさを任意に変更させたり、今読みあげられている部分の文字テキストの色を変更させながら画像データと同期させてページを追うことができたりするため、視覚に障がいをもつ方だけでなく、学習障がいの一種であるディスレクシア(文字を早く正確に読むことが困難な障がい。「読み飛ばし」「逆さ読み」「鏡文字を書く」等の特徴が見られることもある)の方への読書支援・学習支援ツールとして用いられている。

(注 14) 課題図書・・・P 10

公益社団法人全国学校図書館協議会と毎日 新聞社が主催する「青少年読書感想文全国コン クール」は、小学校低・中・高学年、中学校、 高等学校、勤労青少年の各部にそれぞれ「自由 読書」・「課題読書」の区分が設定されている。 「課題読書」の区分は、主催者が指定した図書 の感想文を受付けているもので、この指定図書 を「課題図書」という。

(注 15) 学校図書館活性化事業・・・P 10

学校・家庭・地域が連携して、児童が最も身近に本に接する場所である学校図書館の整備をはじめとする読書環境の充実を進め、児童の読書意欲の醸成と読書習慣の確立を図ることを目的として実施している事業。平成 18 (2006)・19 (2007) 年度は、「学校図書館支援モデル事業」として実施し、平成 20 (2008)年度から「学校図書館活性化事業」として実施している。

(注 16) 学校図書館司書教諭・・・P 12

「学校図書館司書教諭講習規程」にもとづく 科目を履修した教員で、校務分掌により学校図 書館司書教諭として発令を受けた教員をいう。

(注17) 学校元気アップ地域本部事業

· · · P 13

大阪市では、生活習慣の確立や学力向上等の課題解決に向けて、学校・家庭・地域が連携するしくみとして「学校元気アップ地域本部」を平成21(2009)年度から立ち上げている。当初は8中学校区で実施、平成24(2012)年度は76中学校区に拡大している。

(注 18) 図書館活用の手引き・・・P 14

大阪市立図書館が、学校への支援が円滑に進むよう、団体貸出の借受、図書館見学や職場体験の申込方法等について解説した手引書。平成14(2002)年3月に作成され、平成24(2012)年6月までに5回の改訂を行っている。

(注 19) 学校図書館図書標準・・・P 16

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5 (1993) 年に文部省 (現文部科学省) が定めたもの。

(注 20) 住民生活に光をそそぐ交付金

• • • P 17

これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(知の地域づくりなど)に対する地方の取組みを支援するため、平成22(2010)年度補正予算において創設された地域活性化交付金。

(注 21) ヤング層・・・P 20

アメリカ図書館協会の部会のひとつである ヤングアダルト図書館サービス協会は、12~18 歳を「ヤングアダルト」と定義している。アメ リカの義務教育は、日本の幼稚園年長に相当す る年齢から始まる。

(注 22) 商用データベース・・・P 20

インターネットで提供される有料のデータ

ベース。大阪市立図書館では館内の利用者用検索端末「多機能 OMLIS (オムリス)」で、利用者が無料で自由に検索できる。データベースの内容は常に更新されているので、最新の情報を手軽に入手できる。

(注 23) 点訳絵本・・・P 21

一般の絵本に点字と絵の説明や絵の形に切り取った透明シートを添付したもの。視覚障がいの有無にかかわらず、同じ絵本を楽しむことができる。

(注 24) さわる絵本・・・P 21

視覚に障がいのある子どもたちが楽しめるように、絵の部分を手で触ってわかるように立体化した絵本。文章は、大きく書いた墨字と点字を併記している。布や毛糸、ビニール、合皮など本物に近い材料を選び、形、手触りともできるだけ実物に近付けるように工夫されている。

(注 25) 布の絵本・・・P 21

布の台紙にフェルトの絵などを縫い付けた 絵本。ボタン、スナップ、ひも、ファスナーな どを動かして楽しむことができるため、手指の 機能訓練、思考の訓練になるともいわれている。

(注 26) 大阪市出前講座・・・P 23

大阪市職員が、地域住民 10 人以上で構成された団体・グループを対象に、講師として地域に出向き、本市の取り組みや暮らしに役立つ知識・情報などを説明する事業。

(注27) おはなし (ストーリーテリング)

· · · P 25

物語を覚えてテキスト等を見ずに聞き手に向けて語ること。「素ばなし」「語り」ともいう。 20 世紀アメリカの公共図書館で子どもと本を 結びつける手法として体系化され定着した。

(注 28)ネットワーク型市民セミナー

· · · P 26

大阪市の行政課題やさまざまな課題について、各部局と総合生涯学習センター・市民学習センターなどが協働し、学習機会を一元的に提供することにより、市民の主体的な学習を支え、本市の有する情報やノウハウ、施設・人材などの資源をより効果的・効率的に活用することを目指している。

(注 29) おはなし組木···P 26

「ぞうくんのさんぽ」「おおきなかぶ」などのおはなしを白木の組木で表現したもの。

(注30) パネルシアター・・・P 26

パネルボード (パネル布を貼ったボード) を 舞台にして、パネルシアター用不織布で作った 絵人形を動かしながら演じる。

(注31) 小学校区教育協議会 - はぐくみネット・・・P 27

地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進するため、平成14年度より市立小学校区ごとに教育協議会の立ち上げを進め、市内全297小学校区で実施している。

(注32) 生涯学習推進員・・・P27

生涯学習推進員養成講座を修了した方に「大阪市生涯学習推進員」を委嘱。生涯学習ルーム事業や地域において、学習活動の企画・立案や情報提供等を行い、市民の学習活動を支援している。

(注33)教育コミュニティ・・・P 29

地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で様々な人々が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで子どもの健全な成長・発達を促していこうとするもの。かつての地縁的コミュニティに加えて、少子化・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校、家庭、地域の協働を目指すものである。

(注34) 国民読書年···P33

平成 20 (2008) 年 6 月「国民読書年に関する決議」が採択され、「文字・活字文化振興法」の制定・施行 5 周年にあたる平成 22 (2010) 年を「国民読書年」に制定。政官民協力のもと読書を推奨する取組みを推進することが盛り込まれている。

(注 35) 読書マップ・・・P 33

区内の書店、図書館、子育て支援等の情報を まとめて地図上に表現しているもの。